鎌倉市青年等就農計画認定事務取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第14条の４第１項の規定に基づき本市の区域内で新たに農業経営を営もうとする法第４条第２項に規定する青年等（新たに農業経営を営む青年等で農業経営を開始してから農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号。以下「施行規則」という。）第15条の３に定める期間を経過しないものを含み、認定農業者（法第12条第１項の規定により市長の認定を受けた者をいう。）を除く。）から提出される青年等就農計画を市長が認定することについて、法、施行規則及び農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成24年５月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（認定申請）

第２条　法第14条の４第１項の規定に基づき青年等就農計画が適当である旨の市長の認定を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、青年等就農計画認定申請書

（様式１－１）及び青年等就農計画書（様式２－１及び２－２）に次に掲げる書面を添えて、市長に申請するものとする。

　　ただし、「青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法」に基づき認定就農者の認定を受けているものは、同法に基づき提出した就農計画認定申請書を提出することで、青年等就農計画書（様式２－１及び２－２）の「農業経営の規模に関する目標の現状」項目以外の記入を省略することができる。

(１)　履歴書（添付様式１）

(２)　個人情報に関する同意書（添付様式２）

(３)　鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱第２条第１号に規定する者にあっては農業大学校の卒業証明書または卒業見込証明書、同条第２号に規定する者にあっては農家等実務研修報告書（添付様式３）、同条第３号に規定する者にあっては農業法人従事内容報告書（添付様式４）

(４)　基本要綱第７－３－（４）－①に基づき夫婦等で共同申請する場合にあっては、家族経営協定書の写し

(５)　法第４条第２項第３号に規定する法人の場合にあっては、法人登記簿の写し及び定款の写し

(６)　その他市長が必要と認める書類

（青年等の範囲）

第３条　青年等就農計画を作成することができる青年等は、次の各号いずれかのものとする。

(１)　18歳以上45歳未満の者、ただし、地域に担い手がいない等やむを得ない事情があると市長が認める場合には、50歳未満とする。

(２)　65歳未満の者であって、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの

（ア）商工業その他の事業の経営管理に３年以上従事した者

（イ）商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に３年以上従事した者

（ウ）農業又は農業に関連する事業に３年以上従事した者

（エ）農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に３年以上従事した者

（オ）（ア）から（エ）までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(３)　(１)又は(２)に掲げる者であって法人が営む農業に従事すると認められる者が役員の過半数を占める法人

（認定基準）

第４条　青年等就農計画の認定基準は、法第14条の４第３項、省令第15条の５及び基本要綱第７－４－（１）に定めるもののほか、次に掲げるとおりとする。

(１)　農業経営開始から５年後の年間総労働日数及び年間農業所得が鎌倉市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和５年鎌倉市公告510号）第３の１に定める数値目標以上であること。

(２)　鎌倉市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱第２条に掲げる要件を満たすこと。

(３)　申請者の技術、農業経営開始時の農業労働力、経営能力及び資金計画等を総合的に勘案して青年等就農計画の実現性が高いと認められること。

(４)　施設の設置、機械の購入その他農業経営開始時に取るべき措置が、青年等就農計画を達成するために適切な内容であること。

(５)　法第４条第２項第２号に規定するものにあっては、その有する知識及び技能が青年等就農計画を達成するために適切なものであること。

２　前項に定めるもののほか、認定を受けようとして申請された青年等就農計画が基本要綱第７－４－（１）に定める別紙５第１－１－（３）の規定に該当する場合においては、近隣での同じ営農類型の農業経営の実態、申請者の研修経験、技術の習得状況及び販路の確保状況等を総合的に勘案して判断するものとする。

（経営開始の時期）

第５条　第４条における農業経営の開始の時期は、次に掲げる時期に応じてその実態を総

合的に勘案し、市長が判断するものとする。

(１)　申請者が農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃貸借又はその他の使用及び収益を目的とする権利を取得した時期

(２)　申請者が農業経営の開始に必要な施設、機械又は資材を購入し、設置し又は貸借した時期

(３)　申請者が農作業を開始した時期

（認定審査機関）

第６条　青年等就農計画の認定審査を行うため、鎌倉市青年等就農計画認定審査会（以下

「認定審査会」という。）を置く。

２　認定審査会の組織及び運営に関する事項は、市長が別に定める。

（認定審査）

第７条　市長は、第２条に規定する申請があった場合であって、申請の内容について必要

があると認める場合は、神奈川県農業技術センター所長、神奈川県畜産技術センター所

長又は神奈川県湘南地域県政総合センター所長に意見を聞き、その回答を意見書（別記

様式１）により得るものとする。

２　市長は、提出された青年等就農計画の認定の適否について青年等就農計画認定基準チェックリスト（別記様式２）及び前項の意見書（前項の規定に基づき意見を聞いた場合に限る。）を付して認定審査会に諮り、その結果をもって当該青年等就農計画の認定の適否を決定するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づく認定就農者が青年等就農計画の申請を行うときは、認定審査会による審査を省略することができる。

４　市長は、第２項の規定により提出された青年等就農計画の認定の適否を決定したときは、速やかに申請者に対してその結果を審査結果通知書（様式３）により当該申請者に通知するものとする。

５　市長は、青年等就農計画が認定された場合であって、当該認定が新規の認定であった場合は、前項の審査結果通知書とあわせて青年等就農計画認定書（様式４－１）を交付するものとする。

６　市長は、青年等就農計画の審査結果を、当該青年等就農計画申請書の写し及び当該青年等就農計画書の写しを付して神奈川県及び鎌倉市農業委員会その他の関係団体に通知するものとする。

（就農計画の変更）

第８条　青年等就農計画を認定された申請者（以下「認定新規就農者」という。）は、当

該青年等就農計画について次に掲げる事項に関して変更を行う必要が生じたときは、速

やかに青年等就農計画変更申請書（様式１－２）に市長が必要と認める書面を付して変

更申請しなければならない。

(１)　営農部門

(２)　就農地

(３)　所得目標又は労働時間（２割以上の増減を伴うもの）

(４)　その他、就農計画の達成に支障となる事項

２　前条の規定は、前項の規定による申請があった場合の手続について準用する。この場

合において、前条第１項中「第２条」とあるのは「第８条第１項」と、同条第５項中「新規の認定」とあるのは「認定内容の変更」と、同項中「青年等就農計画認定書（様式４－１）」とあるのは「青年等就農計画変更認定書（様式４－２）」と、同条第６項中「当該青年等就農計画申請書」とあるのは「当該青年等就農計画変更申請書」と、それぞれ読み替えるものとする。

（報告）

第９条　認定新規就農者のうち認定後に農業経営を開始する者は、農業経営の開始後速や

かに農業経営開始届出書（様式５）を市長に提出しなければならない。

（是正指導）

第10条　市長は、認定新規就農者の就農状況が次に掲げる状況のいずれかに該当すると認

めるときは、当該認定新規就農者に対して状況を是正するよう是正依頼通知書（様式

６）により通知し、あわせて、聴聞を行うものとする。

(１)　認定要件に該当しないものと認められるに至ったとき。

(２)　認定新規就農者が、就農計画に従って必要な措置を講じていないと認められるとき。

２　市長は、前項各号に掲げる状況が、病気又は災害等のやむを得ない理由による場合であって、基本要綱第７－４－（４）に定める青年等就農計画の内（以下次条において単に「認定の有効期間内」という。）に農業経営の再開の見込みがあるときは、前項の規定による指導を行わなくてもよい。

（農業経営の中止）

第11条　認定新規就農者は、病気又は災害等のやむを得ない理由により認定の有効期間内

に農業経営の再開の見込みが立たず、農業経営を中止するときは、青年等就農計画認定

辞退届出書（様式７）を市長に提出しなければならない。

（認定の取り消し等）

第12条　市長は、認定新規就農者が次に掲げる事由のいずれかに該当すると認めるときは、青年等就農計画の認定を取り消すものとする。

(１)　前条の規定に基づき、青年等就農計画認定辞退届出書（様式７）を提出したとき。

(２)　第10条第１項各号に掲げる状況が長期にわたって続き、その改善が見込まれないとき。

(３)　第10条第１項に規定する聴聞に正当な理由なく出頭しなかったとき。

(４)　第10条第１項に規定する聴聞の結果、認定の取消しが相当と判断したとき。

２　市長は、前項の規定により青年等就農計画の認定を取り消したときは、当該認定新規就農者に対し、青年等就農計画取消通知書（様式８）により通知するものとする。

３　市長は、第１項の規定により青年等就農計画の認定を取り消したときは、当該青年等就農計画取消通知書の写し及び当該青年等就農計画書の写しを付して神奈川県及び鎌倉市農業委員会その他の関係団体に通知するものとする。

（その他）

第13条　この要領に定めるもののほか、就農計画の認定に関し必要な事項は別に定める。

附則　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

　この要領は、令和５年11月10日から施行する。